

専門家「米国特権ない」

嘉手納爆音原告 対米訴訟手続き 意見を提出

【沖縄】第3次嘉手納爆音訴訟の一部原告144人が夜間早朝の飛行差し止めと損害賠償を求める対米訴訟に向けて22日、「米国に特権・免除を与える条約や慣習国際法は存在せず、原告らの請求を却下するのは重大な誤りである」とする専門家の意見書などを、那覇地裁沖縄支部に提出した。

意見書を書いたのは、国家間の裁判権免除研究の第一人者で、名古屋大学の大学院の水島朋則教授。2010年施行の民事裁判権法では、命の危険や身体への傷害が生じれば、外国であっても被告になることを拒否できないとする一方、条約や慣習国際法に基づく特権などがその国に認められていれば、日本の裁判権から

免れることができると定めている。水島教授は同訴訟で米国に民事裁判権の免除を認める条約も慣習国際法も存在しないと主張し、原告の請求を却下しないよう求めた。弁護団は今後、外国の不法行為について裁判権免除を否定した外国の事例などを裁判所に提出する。裁判

所が適法と判断すれば、訴状は米国に送達され、訴訟が開始される見通し。

また同日、米軍嘉手納基地の周辺住民約2万2千人が起こした第3次嘉手納爆音差し止め訴訟の第11回口頭弁論も、同支部(日景聡裁判長)であった。原告側は基地周辺住民の平和的生存権への侵害は、人間の尊厳の破壊に至る重大で根本的なものだとして、飛行差し止めを求めた。

米軍夜間飛行 差し止め決意

原告団定期総会

【北谷】第3次嘉手納基地爆音差し止め訴訟原告団(新川秀清団長)は22日、北

谷町内で2014年度の定期総会を開いた。原告団や弁護団からは、厚木基地の自衛隊機の夜間飛行を差し止める判決について評価する声相次ぎ、「同じ爆音で被害を与える米軍機の飛行が差し止められなかったのは矛盾している。これを一歩として、米軍機の飛行も

差し止めよう」と決意した。本年度の活動方針として①裁判闘争に勝利するため②裁判闘争に勝利するための取り組み強化③爆音の元凶である米国を相手とした対米訴訟の勝利に向けた闘争④普天間飛行場の嘉手納基地統合を阻止し、辺野古への新基地建設反対―など5項目を決めた。